

特集

在宅ケアの質を高めるICT

多職種連携が推進されるなか、在宅現場にもICT(情報通信技術)活用の波が来ています。しかし、訪問看護の現場では、まだまだ“手書き”が中心で、情報共有は連絡ノートやFAXで……というところも。膨大な書類作成や記録、請求事務などが、本来業務である「看護」を圧迫しかねない状況です。ICT化は業務効率化だけでなく、看護の「質向上」にも寄与する可能性を秘めています。先駆けて「訪問看護のICT化」に取り組んできたみなさんに、その構築から活用方法、課題まで学びます。

【総論】

在宅医療現場におけるICTの展望●光城元博

【実践報告】

① 情報漏えいリスクの軽減に焦点を当てたICTの開発●加藤希

② 小規模訪問看護事業所支援のためのICT●山本まさ

③ ICTによる看護診断情報の共有●伊藤絹枝、奥田真紀子

④ 総合病院を巻き込んだ“Medlka”の活用●香川直

【課題】

訪問看護ステーションがICT化に
取り組むうえでのポイント●泊奈津美

INTERVIEW ケアする人々

久野孝稔さん(湘南口ボケアセンター株式会社社長)

磯部啓子さん(同上訪問看護ステーション所長)

×岡田慎一郎さん(理学療法士、古武術介護)

編集後記

この4月から、障害者総合支援法(2次施行)、改正精神保健福祉法(p.219)がスタート。そして増税。小社でも特に販売部が対応に追われ、小誌も価格表記や年間購読料の変更などを念入りチェック。一市民としても増税が嬉しいはずはなく、でも社会保障に役立つなら…と得心するには、「どう使われるのか」は知っておきたいところ。そのなかで、つくづく思い知ったのは、人口減少社会において、この増税も“焼け石に水”、とても超高齢化の波には追いつけないということ。そのうえ、医療・介護への配分は多くはない模様。なんだか暗い気分になってしまいましたが、人間万事が塞翁が馬。巻頭対談で語られたように、危機が新たな展開を生むことも。改めて大震災に思いを馳せつつ、新たな年度が始まります。…杉本

新年度を迎えるにあたり、消費税の増税は最も大きな話題のひとつでしょう。各種の値上げが続々と報じられるなか、日本サッカー協会も日本代表戦のチケットを最大300円値上げすることを決定しました。これを機に少しでもチケット抽選の倍率が下がってくれば、と個人的には願うばかりですが、より日常生活に近いところの物価上昇については、とても楽観視できません。増税で得た税収を、国はどこにどう配分するのか。第1特集では、それを明らかにするとともに、在宅ケア現場の専門職が、これからどこを向いていけばいいのかについて議論しました。本号が、社会保障制度の今後について考えるきっかけとなれば幸いです。…多淵

訪問看護と介護 第19巻 第3号(通巻213号) 2014年3月15日発行(毎月1回15日発行)

発行:株式会社医学書院 代表者:金原優 〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo©2014, Printed in Japan

1部定価:本体1,300円+税 年間購読料(税込,送料弊社負担,年間12冊):13,450円(冊子版)/

16,450円(冊子+電子版/個人)/18,500円(冊子+電子版/共有)/13,450円(電子版/個人)/15,500円(電子版/共有)

販売部:☎03-3817-5659 社内案内:☎03-3817-5600

『訪問看護と介護』編集室:☎03-3817-5787 FAX03-5804-0485 担当:多淵・杉本・早田

✉ houmon@igaku-shoin.co.jp Twitter http://www.twitter.com/houmonkango

医学書院ホームページ http://www.igaku-shoin.co.jp/ ウェブマガジン『かんかん!』 http://www.igs-kankan.com

本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は(株)医学書院が保有します。

本誌を無断で複製する行為(複製,スキャン,デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。

大学,病院,診療所,企業などにおいて,業務上使用する目的(診療,研究活動を含む)で上記の行為を行なうことは,その使用範囲が内部的であっても,私的使用には該当せず,違法です。また私的使用に該当する場合であっても,代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

【JCOPY】《社》出版者著作権管理機構委託出版物

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は,そのつど事前に(社)出版者著作権管理機構

(☎03-3513-6969, FAX03-3513-6979, ✉ info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。